

**令和8年度ひたちなか大洗エリア渋滞対策企画運営業務の  
公募に関する公告説明文**

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。  
当プロポーザルに参加を希望する者は、以下の関係書類を作成の上、提出されたい。

令和8年3月5日

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会  
会長 木名瀬 貴久

**1 調達に付する事項**

(1) 委託業務名

令和8年度ひたちなか大洗エリア渋滞対策企画運営業務

(2) 委託業務の目的

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会（以下「協議会」という。）では、県内屈指の観光地であるひたちなか大洗地域の魅力向上や活性化を目指し、「ひたちなか大洗リゾート構想」を推進している。

その中で、観光繁忙期に観光目的の来訪車両等の利用の集中により交通渋滞が発生し、来訪者の円滑な周遊を妨げ、満足度の低下や観光機会の損失に繋がっていることが懸念されている。

本業務は、茨城県が実施した「令和3年度ひたちなか大洗地区交通状況調査（解決策提案型）」及び「令和5年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係る実証実験」を踏まえ、国営ひたち海浜公園と那珂湊おさかな市場を結ぶシャトルバス運行の実証実験を実施し、渋滞対策における公共交通利用促進等の施策について、効果を検証するものである。

(3) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和8年12月28日まで

(5) 見積限度額

5,999,180円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この額は事業内容の規模を表すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める。）。

**2 資格要件**

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

### 3 評価項目及び審査方法

#### (1) 評価項目

提出された企画提案書等は、協議会内に設置した審査委員会において、以下の評価項目を基に総合的に評価し選考するものとする。

（企画提案書評価項目）

業務内容	①事業及び地域への理解度 ②提案内容の実現性 ③計画の妥当性 ④見積額の妥当性
業務の実施体制	⑤実施体制の適切性
会社の業務実績	⑥同種又は類似業務の実績

#### (2) 審査方法（プレゼンテーション）

提案者は、提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行うものとする。実施方法や詳細な時間・場所については、別途通知する。

ア 日 程 令和 8 年 3 月 24 日（火）

イ 説明時間 約30分間（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）を予定。

#### (3) 選定結果の通知

審査の選定結果については、決定後速やかに通知する。

### 4 手続等に関する事項

担当部局 ひとちなか大洗リゾート構想推進協議会事務局  
 （茨城県政策企画部地域振興課内） 担当：小松崎  
 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
 電 話 029 (301) 2778  
 F A X 029 (301) 2789  
 E-mail chikei5@pref.ibaraki.lg.jp

## 5 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、質問書（様式3号）により、令和8年3月13日（金）17時まで、担当部局にて電子メール又はFAXにより受け付ける。なお、質問を提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

### (1) 提出先

「4 手続等に関する事項」の担当部局に同じ

### (2) 回答方法

質問は、令和8年3月17日（火）17時までに電子メール又はFAXにより回答する。

## 6 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

郵送の場合

ア 企画提案提出書（様式第1号）	1部
イ 企画提案書（任意様式）	6部
ウ 資格要件に係る申立書（様式第2号）	1部
エ 見積書（任意様式）	1部

### (2) 提出期限 令和8年3月19日（木）17時必着

### (3) 提出方法 電子メール又は郵送（送付記録が残るもの）に限る。なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

### (4) 提出先 「4 手続等に関する事項」の担当部局に同じ。

### (5) 留意事項 提出書類の作成に当たっては、以下の事項を記載すること。

#### ア 企画提案書

(ア) 企画案 : 仕様書の内容を踏まえ、事業実施方針及び手法について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

(イ) 実施体制 : 作業スケジュール、実施体制（再委託を予定している場合は、再委託の相手方や役割を記入）について、業務区分ごとに設定するものとする。

#### イ 見積書

本業務に係る経費の積算内訳について、仕様書及び提案内容に沿って具体的に示すこと。

## 7 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(3) プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しないものとする。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 採択された企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとする。

(6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

(7) 契約書作成の要否 要

- (8) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (9) 本公募型プロポーザルは、茨城県、ひたちなか市、大洗町の令和8年度一般会計予算が成立及び国における地域未来交付金の交付決定を前提に実施するものであり、次に該当する場合は、本公告に基づき生じた権利義務は、効力を失うものとする。
- ア 茨城県、ひたちなか市、大洗町の令和8年度一般会計予算が成立しない場合
  - イ 国において事業決定がなされなかった場合
- なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結するものとする。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和8年 月 日

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会

会長 木名瀬 貴久 殿

(政策企画部地域振興課扱い)

所 在 地

商号又は名称

代表者 職氏名

このことについて、下記の業務に係る企画提案書を、別添のとおり提出します。

記

1 業務名称

令和8年度ひたちなか大洗エリア渋滞対策企画運営業務

2 記載責任者及び連絡先

氏名 (ふりがな)	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和8年 月 日

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会

会長 木名瀬 貴久 殿

(政策企画部地域振興課扱い)

所 在 地

商号又は名称

代表者 職氏名

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会が実施する令和8年度ひたちなか大洗エリア渋滞対策企画運營業務の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。
- 5 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

(様式第3号)

## 質 問 書

令和8年 月 日

所 在 地  
商号又は名称  
電 話 番 号

令和8年度ひたちなか大洗エリア渋滞対策企画運營業務について、次の項目を質問します。

質問項目	質問内容